



### ご利用ください がん検診無料クーポン券

がん検診を無料で受診できるクーポン券を、6月初旬に対象者に送付します。6月20日(水)を過ぎてもクーポン券が届かない方は、連絡を。

☎平成29年4月2日～平成30年4月1日に次の年齢になった方(下関市に住民票がある方)

- 大腸がん検診・前立腺がん検診=60歳になった男性(昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれの方)
  - 子宮けいがん検診=20歳になった女性(平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの方)
  - 乳がん検診=40歳になった女性(昭和52年4月2日～昭和53年4月1日生まれの方)
- ☎健康推進課(☎231-1935)

### 児童クラブ日々雇用職員登録者の募集(夏休み期間限定)

登録者の中から書類審査や面接などにより採用します。※登録は採用を保証するものではありません

☎社会福祉士資格か保育士資格、小・中学校、義務教育学校・高等学校、中等教育学校、幼稚園のいずれかの教諭資格がある方、子育て経験者など

☎▽業務名Ⅱ児童クラブ支援員の補助

▽雇入期間 Ⅱ7月21日～8月31日

▽賃金額 Ⅱ有資格者930円(1時間)、無資格者780円(1時間)※交通費の支給なし

▽勤務場所Ⅱ市内各児童クラブ

▽勤務時間帯Ⅱ月曜日～土曜日の午前8時～午後6時30分(土曜日は午後6時)の間で相談の上、決定(1日3～7時間の勤務あり)

☎6月20日(水)必着に、登録申請書か履歴書と資格証明書(写し)を子育て政策課へ。※必要定員に達しない時は登録期間の延長を行う場合あり

※登録申請書は市ホームページからダウンロード可

☎子育て政策課(☎231-1431)

### 児童館のイベント

●ゆたか児童館(☎253-8281)

▽科学の不思議教室Ⅱ園児の親子、小学生

☎6月30日(土)午前10時30分

☎20人(先着順) Ⅲ直接か電話でゆたか児童館へ。

●ひかり童夢(☎229-0980)

▽英語で遊ぼうⅡ園児の親子

☎6月13日(水)午前11時

●ひこまる(☎266-3321)

▽小麦粉ねんどあそびⅡ園児の親子

☎6月15日(金)午前11時

▽うた広場ポコアポコ Ⅱ園児の親子

☎6月18日(月)午前11時

▽親子リトミックⅡ園児の親子

☎6月22日(金)午前11時

▽保健師さんのお話Ⅱ園児の親子

☎6月28日(木)午前11時

●宇賀児童館(☎776-0001)

▽英語であそぼうⅡ園児の親子

小学生 ☎6月2日(土)午前10時30分

▽父の日プレゼントづくり Ⅱ園児の親子、小学生など

☎6月16日(土)午前10時30分

▽マジックショーⅡ園児の親子、小学生など

☎6月23日(土)午後2時

☎30人(当日先着順)

### ひとり親(母子・父子)家庭のJR通勤定期乗車券割引制度

児童扶養手当受給者と同居者同手当算定の対象者のみの方は、JRの通勤定期乗車券に限り3割引まで購入できます。

事前に市役所で手続きを。※受付時間は平日の午前8時30分～午後5時15分

☎こども家庭支援課(☎231-1358)

### 児童手当現況届の提出

児童手当を受けている方は、送付された現況届の提出を。届け出が遅れると手当を受けることができなくなります。

☎児童手当受給者(15歳になって最初の3月31日までの児童を養育している方。公務員を除く)

☎現況届、印鑑、受給者本人の健康保険証の写し(国民年金加入者を除く)

※必要に応じて提出書類あり

☎6月1日～29日に、こども家庭支援課、各総合支所市民生活課、各支所へ。※公務員は原則、勤務先で手続き

☎こども家庭支援課(☎231-1928)

### 災害時要援護者登録制度の活用

災害発生時などに、避難支援者が安否確認や避難など、助けを必要とする在宅の高齢者や障害者などの要援護者を支援する制度です。

#### ●災害時要援護者登録

☎次のいずれかに該当し、災害発生時や発生が予想されるとき、自力か世帯の構成員の助力だけでは避難が困難な方

- ▷要介護・要支援の認定を受けた方
  - ▷身体・知的・精神障害者
  - ▷65歳以上の方
  - ▷その他市長が認める方
- ※施設入所や長期入院の方は除く
- ☎直接か郵送で、所定の申請書を福祉政策課(〒750-8521市内南部町1番1号)、各総合支所市民生活課、各支所へ。☎申請書は各受付窓口で配布。市ホームページからもダウンロード可
- ※登録には必ず避難支援者2人の選定と情報

提供の同意が必要。避難支援者の選定が困難な方には支援可能な避難支援ボランティアを紹介

#### ●ボランティア(避難支援者)の募集

日ごろから声掛けなどの活動を通じ、災害発生時や災害の発生が予想されるときに、災害に関する情報伝達や安否確認、避難所までの避難支援を行います。避難支援者はボランティア精神に基づき支援するもので、災害時の支援を強制されるものではありません。

☎市内在住で、満18歳以上の方(学生可)

☎所定の申込用紙を、郵送かファクスで、福祉政策課(〒750-8521市内南部町1番1号 ☎231-1735)へ。☎申込用紙は福祉政策課、各総合支所市民生活課、各支所で配布

☎福祉政策課(☎231-1418)、各総合支所市民生活課

▷菊川(☎287-4006) ▷豊田(☎766-2947) ▷豊浦(☎772-4020) ▷豊北(☎782-1923)

### 育児・健康相談(6月)

☎下表の通り ☎相談担当者=保健師など ※育児相談は母子健康手帳を持参

☎健康推進課(▷育児相談☎231-1447、▷健康相談☎231-1935)

(育…育児相談 健…健康相談 骨…骨量測定)

場 所	日 曜	内 容	
		10:00～12:00	
唐戸保健センター	1 金	育	
豊北保健センター	1 金	育	
六連島漁村センター	8 金	健	
豊田保健センター	12 火	育	
彦島保健センター	12 火	健・骨	
吉田公民館	14 木	健・骨	
新下関保健センター	18 月	育	9:30～11:00
山陽保健センター	25 月	育	10:30～12:00
菊川保健センター	27 水	育	
北部公民館	29 金	健・骨	

## 幼児食歯つぴ教室

市内在住の1歳6カ月～3歳児とその保護者 ①6月28日(木)午前10時～正午 ②所川中公民館 ③歯科衛生士・栄養士の講話 幼児食の試食(昼食例) ④15組(先着順) ⑤200円 ⑥母子健康手帳、歯ブラシ、タオル ⑦実施日の2日前までに電話で健康推進課へ。  
健康推進課(☎231-1408)

## 乳幼児医療費受給者証の更新を

乳幼児医療費受給者証の有効期限は7月31日(火)です。引き続き医療費の助成を受けるには、更新手続きが必要です。  
①義務教育就学前の乳幼児 ②所得制限 ③乳幼児の父母の平成30年度市町村民税所得割額(税額控除前の合計が13万6700円以下)  
※年少扶養控除などの廃止前の方法で再計算した額が前記の額以下の場合を含む。3歳未満(3歳の誕生日を迎える月の月末までの乳幼児で所得制限超過の場合、市独自の制度で助成) ④乳幼児の健康保険証、印鑑、平成30年1月2日以降転入の方は、平成30年度市町村民税の税額分(父母両方)  
⑤6月1日～7月31日に、子ども家庭支援課、各総合支所市民生活課、各支所へ。  
⑥子ども家庭支援課(☎231-1928)



## 家庭教育推進事業

①リトミック講座 ②0歳～3歳と保護者 ③6月22日、7月27日、8月31日、9月21日、10月19日 ④0歳～1歳前9時50分～10時20分 ⑤1歳～2歳前11時15分～11時50分 ⑥2歳～3歳前10時30分～11時5分 ⑦所勝山公民館 ⑧体育講座 ⑨3歳～5歳、小学生と保護者 ⑩6月23日、7月7日 ⑪3歳～5歳 ⑫午前9時30分～10時15分 ⑬小学生 ⑭午前10時30分～正午 ⑮所安岡公民館 ⑯各回15組(抽選) ⑰6月1日～12日(必着)に、往復はがき(⑱8割)を書いて、家庭教育推進事業事務局(〒750-0016市内細江町三丁目1番1号)へ。  
⑲家庭教育推進事業事務局(☎233-1171)



## 育児学級へのご招待

●離乳食編 ①生後4カ月～6カ月ごろの赤ちゃんを保護者 ②7月6日(金)彦島公民館 ③7月27日(金)豊浦保健センター ④各日午前10時～11時30分ごろ ⑤離乳食、育児について ⑥各20組 ⑦100円  
●子育て編 ①生後8カ月～1歳ごろの赤ちゃんを保護者 ②7月20日(金)午前10時～11時35分ごろ ③所長府東公民館 ④歯・育児

## について ③0組

①6月6日から彦島保健センター(☎266-0111)、②6月27日から豊浦保健センター(☎772-4022)、③6月20日から山陽保健センター(☎246-3885)へ。  
健康推進課(☎231-1447)



## 福祉・医療

紙おむつなどの介護用品を支給します



要介護者を介護する同居家族に紙おむつなどを支給します。  
①次のすべての要件を満たす要介護者を介護している住民税非課税世帯の同居家族 ②市内に居住し、在宅で生活している ③要介護3・4・5である ④▽生活保護を受給していない ※要介護3の場合は、平成30年4月1日以降に合計3万円を超える介護用品を購入したことが確認できる領収書を添付し、地域包括支援センターを経由して申請を ⑤▽支給品目 ①紙おむつ、尿取りパッド、ゴム手袋、お尻ふきシート ②▽支給限度 ①2カ月につき1万円を上限として現物支給 ③▽利用者負担 ①支給に要する費用の1割 ④長寿支援課(☎231-1340)

## ご存知ですか 高齢者等住宅資金融資



①市内に住所があり、金融機関の審査基準を満たす①か②に該当する方 ①60歳以上の方 ②障害者(身体障害者手帳1級～4級か療育手帳A)の方 ※①②の同居(予定も含む)の親族も可 ③▽対象工事 = 高齢者や障害者に配慮した住宅の新築、専用居室や利用に適した浴室、トイレなどを増築・改築・改造する工事、玄関から道路までの通路などのバリアフリー化工事、これらの工事に伴う用地取得 ※修繕目的の工事と融資予定通知前に着工した場合は対象外 ④▽融資額 = 30万円～400万円 ⑤▽融資利率 = 年3.9% (うち保証料率2%) から年3.25% (うち保証料率1.35%) ※どちらも固定金利。取扱金融機関により異なる ⑥▽融資期間 = 10年以内 ⑦▽返済方法 = 元利均等月賦償還 ※連帯保証人が1人必要 ※予算がなくなり次第終了 ⑧▽住民票、所得証明書、土地・建物の登記簿、工事見積書、図面など ⑨直接、福祉政策課、各総合支所市民生活課へ必要書類の提出を。 ⑩福祉政策課(☎231-1723)、各総合支所市民生活課 ⑪▽菊川(☎287-4006) ⑫▽豊田(☎766-2947) ⑬▽豊浦(☎772-4020) ⑭▽豊北(☎782-1923)

## リーフレット 認知症カフェめぐり

が完成しました

認知症カフェ(オレンジカフェ)は、認知症の人やその家族、地域の人や専門的な立場の人、大人から子どもまで、だれもが一緒に過ごせる場所です。独りで悩んでつらくなる前に、その気持ちを打ち明けてみませんか?  
現在、市内には20カ所のカフェがあり、その情報を掲載しています。リーフレットは長寿支援課、地域包括支援センターに設置しています。 ①長寿支援課(☎231-1345)

